

運営指導について

1. 運営指導とは

- ・運営指導は、都道府県又は市町村が主体となり、その指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に、介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地に面談方式で行うもの。
- ・介護保険施設等には、それぞれが構築した業務管理体制に基づき、自ら法令や基準等のルールを遵守することが求められ、行政機関は、介護保険施設等が法令等を遵守し適正にサービスを行うことができるよう支援する。

2. 可児市の運営指導の概要

- ・実施日の1ヶ月前に通知し、2週間前までに点検シートや書類の事前提出。
- ・運営指導の所要時間は、1事業所につき3時間程度。
- ・県所管事業所の運営指導は、県事務所が実施。
- ・総合事業の事業所は、適切なサービス提供の確保という点から、訪問時に、あわせて書類確認を実施。

3.実績(令和2年度~5年度)

サービス種別	対象事業所数 (R5.4.1時点)	令和2年度 実施事業所数	令和3年度 実施事業所数	令和4年度 実施事業所数	令和5年度 実施事業所数
居宅介護支援	24	2	6	7	3
介護予防支援	6	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1	0	0
地域密着型通所介護	12	0	0	5	0
認知症対応型通所介護	1	0	0	1	0
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	0	0	0	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	10	0	0	3	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0	0	0	2
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0
合計	60	2	7	16	7

4. 指摘事項等の例

- ・介護支援専門員その他の従業者が従業者でなくなった後においても秘密保持すべき旨に従業者の雇用時に取り決めるようにしてください。
- ・夜間及び深夜の時間帯の設定を適切に行い、人員基準を満たすよう、適切に従業者を配置してください。
- ・重要事項説明書は現状に即した内容にしてください。
- ・身体拘束適正化のための指針には解釈通知に記載のある項目を盛り込んで整備してください。
- ・ケア会議等の記録には日付を記載し管理してください。
- ・口腔衛生管理体制加算について、口腔ケア・マネジメントに係る計画に沿って行うことを把握しておいてください。
- ・地域密着型施設サービス計画について、利用者本人の同意を得てください。
- ・運営規定、重要事項説明書は現状に即した内容にしてください。